

令和5年 年末の交通事故防止運動



【運動期間】令和5年12月1日(金)～12月10日(月)の10日間

【運動重点】

①こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保

◆ドライバーの方は…

- 横断歩道は歩行者優先！渡ろうとする歩行者を見かけたら車を止めて『どうぞ』の合図を送りましょう！

◆歩行者の方は…

- 信号機のない横断歩道では手を挙げて『渡ります』の意思表示をしましょう！



②夕暮れ時と夜間の交通事故防止及び飲酒運転等の根絶

◆ドライバーの方は…

- 早めのライト点灯(点灯推奨時間：9月から2月は『午後4時』)とハイビームの活用で危険の早期発見・回避に努めましょう！
- アルコールはわずかの量でも運転操作に悪影響を与えます。事故を起こす前に踏みとどまる勇気を！

◆安全運転管理者設置事業所の方は…

- 12月1日から運転前後のアルコール検知器を用いた検査が義務化されます！検知器の設置と定期的な整備をお願いします。



③自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

◆ヘルメットの着用徹底！

- 自転車乗車中の事故死者の半数以上は頭部が致命傷！自転車、電動キックボードを利用される方はヘルメットの着用で命を守りましょう！

※令和4年中、兵庫県下

◆交差点に要注意！

- 灘警察署管内の自転車関係人身事故の約75%は交差点周辺で発生しています！一時停止場所では確実に停止し、左右の安全確認を徹底しましょう！※令和4年中



〈灘警察署からのお知らせ〉

灘警察署管内では交通事故が増加傾向にあります！

※令和4年9月末：1,970件 ⇒ 令和5年9月末：2,005件

年末は慌ただしさから交通事故が増加するおそれがあります。交通ルールの遵守とマナーの向上で交通事故を防ぎましょう。



灘警察署シンボルマスコット
菜太郎